

困りごと、争いごとを調停で解決しませんか？

## 電話で手続き案内を受けられることができます

お隣との土地の境界がはっきりしない、隣の家からの落雪による家屋の修理代を相手がお金を返してくれない、貸したお金を返してくれない、売買代金を払ってくれない、敷金を返してくれないなどの民事上の紛争や困りごとを、相手との話し合いで解決する手続きが民事調停です。

また、夫婦間の離婚、家族の生活費、養育費、面会交流をめぐる争いがある、遺産をめぐる相続人間で話し合いがつかないなどの家庭をめぐるトラブルを話し合いで解決する手続きが家事調停です。

### 【調停手続きのポイント】

- 1 手続きが簡単**  
特別な法律知識がなくても本人が手続きを行います。申立用紙は、窓口またはHPからダウンロードできます。
- 2 柔軟な解決ができる**  
双方が納得するまで話し合い、実情に合った柔軟な解決を目指します。

### 3 申立手数料などの費用が安い

民事調停の申立手数料は、裁判の半額。家事調停の申立手数料は、基本的に1,200円です。

### 4 秘密が守られる

調停は非公開です。安心して事情を話すことができます。

### 5 早く解決できる

裁判官と調停委員が仲立ちをして、ポイントを絞った話し合いをしますので、比較的早く解決できます。

### 6 専門家の調停委員がいる

調停委員には、医師、税理士、建築士、不動産鑑定士、弁護士などの専門家も選ばれています。

### 7 遠隔地の裁判所の調停でも、お近くの裁判所で手続き可能！

近くの裁判所の電話会議システムを利用して調停手続きを行うことができます。  
※ただし、相手が調停に応じないと、話し合いができません。調停手続きが終了します。

### 【問い合わせ先】

- 八雲簡易裁判所
- 函館家庭裁判所八雲出張所
- 0137-62-2494
- 江差簡易裁判所
- 函館家庭裁判所江差支部
- 0139-52-0174

## 八雲人権擁護委員協議会よりお知らせ

人権啓発  
キャッチコピー

# 「誰か」のこと じゃない。



函館人権マスコット  
コウちゃん マイちゃん

じんけん ようご じんけん  
**人権の擁護 「人権」とは**

「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えています。

こんなとき人権が侵害されている可能性があります。



障がいがあることを理由に差別や不当な扱いを受けていませんか。

女性という理由だけで不当な扱いを受けていませんか。

セクシュアルハラスメントを受けていませんか。

インターネットのSNS上で変なうわさを流され、名誉や信用を失っていませんか。

学校やクラブ活動などでいじめや暴力などを受けていませんか。

外国人という理由で何らかの差別を受けていませんか。

老人や子どもが虐待を受けていませんか。

みなさんと一緒に人権の擁護のために考えていきたいと思えます。

函館地方方法務局八雲支局 八雲人権擁護委員協議会 みんなの人権110番 ☎0570-003-110